

○内閣府告示第七百六十一号
保険業法（平成七年法律第五号）第八十五
条第一項の規定に基づき、ゼネラル・エレクト
リック・モーゲージ・インシュアランス・コーポ
レーションが日本において保険業を行うことを平
成十七年八月十日付をもって免許したので、同法
第八十九条の規定に基づき、次のとおり告示す
る。

平成十七年八月二十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

一 外国損害保険会社の商号、本店の所在地及び
設立の年月日

商 号

ゼネラル・エレクトリック・
モーゲージ・インシュアラン
ス・コーポレーション

本店の所在地

アメリカ合衆国ノース・カロラ
イナ州ウエーク郡、ローリー、
シックス・フォークス・ロード
六千六百一

設立の年月日 千九百八十年五月十二日

二 外国損害保険会社の設立に当たって準拠した
法令を制定した国の国名

アメリカ合衆国 ノース・カロライナ州

三 外国損害保険会社の日本における代表者の氏
名及び住所

氏 名 桑原 一利

住 所 東京都世田谷区砧八丁目三十二
番十七号

四 免許の種類

外国損害保険業免許

五 外国損害保険会社の日本における主たる店舗
東京都港区赤坂一丁目十四番十四号 第三十五
興和ビル